

商工観光労働企業委員会会議記録

商工観光労働企業委員長 木付 親次

1 日 時

令和3年5月31日（月） 午前11時52分から
午後 0時35分まで

2 場 所

第6委員会室

3 出席した委員の氏名

木付親次、太田正美、嶋幸一、木田昇、羽野武男、藤田正道、河野成司

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

なし

6 出席した執行部関係者の職・氏名

商工観光労働部長 高濱航 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第56号議案のうち本委員会関係部分については、可決すべきものと、第2号報告のうち本委員会関係部分、第3号報告のうち本委員会関係部分、第4号報告のうち本委員会関係部分及び第5号報告のうち本委員会関係部分については、承認すべきものと、いずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 県内所管事務調査について協議した。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課議事調整班 主査 吉野美穂
政策調査課調査広報班 副主幹 矢野順子

商工観光労働企業委員会次第

日時：令和3年5月31日（月）本会議休憩中

場所：第6委員会室

1 開 会

2 商工観光労働部関係

(1) 付託案件の審査

第 56号議案 令和3年度大分県一般会計補正予算（第4号）
（本委員会関係部分）

第 2号報告 令和2年度大分県一般会計補正予算（第11号）について
（本委員会関係部分）

第 3号報告 令和3年度大分県一般会計補正予算（第1号）について
（本委員会関係部分）

第 4号報告 令和3年度大分県一般会計補正予算（第2号）について
（本委員会関係部分）

第 5号報告 令和3年度大分県一般会計補正予算（第3号）について
（本委員会関係部分）

(2) その他

3 協議事項

(1) 県内所管事務調査について

(2) その他

4 閉 会

会議の概要及び結果

木付委員長 ただいまから、商工観光労働企業委員会を開きます。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案1件、報告4件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより商工観光労働部関係の審査に入ります。

それでは、第56号議案令和3年度大分県一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会関係部分について、第2号報告令和2年度大分県一般会計補正予算（第11号）のうち本委員会関係部分について、第3号報告令和3年度大分県一般会計補正予算（第1号）のうち本委員会関係部分について、第4号報告令和3年度大分県一般会計補正予算（第2号）のうち本委員会関係部分について及び第5号報告令和3年度大分県一般会計補正予算（第3号）のうち本委員会関係部分について、一括して執行部の説明を求めます。

高濱商工観光労働部長 商工観光労働部長の高濱です。

皆さまにおかれては、商工観光労働行政をはじめ県政の諸課題に対する御尽力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の第4波により、全国18都道府県に緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が発令されています。今回主流となっている変異ウイルスの感染力は強く、本県でもこれまで以上に感染者数が増加したため、県民への外出自粛や飲食店への営業時間短縮要請に踏み切りました。

また、新しいおおいの旅割やおおいの味力食うぽん券などの事業者支援策もその販売を一時停止しています。

現在、新規感染者数は減少傾向ですが、まだ油断のならない状況が続いています。

他方で、こうした感染防止対策の強化に伴い、事業者への打撃は大きくなっています。国では、県からの要望等を踏まえ、新型コロナウイルス

感染症対応地方創生臨時交付金の特別枠の創設など追加支援策を決定しました。これを受け、県では飲食店に対する時短要請協力金の準備を進める一方で、時短要請や外出自粛等の影響が大きい事業者への新たな支援策を検討してきました。

本日は、第56号議案、第2号報告、第3号報告、第4号報告及び第5号報告のうち、商工観光労働部関係について御説明します。

初めに、令和3年度大分県一般会計補正予算（第4号）、5月補正予算について御説明します。

お手元のiPadの①のデータ、商工観光労働企業委員会資料の2ページをお開きください。補正予算の概要です。

5月補正予算額（B）と記載された列を御覧ください。

表の下から5番目にあるように、商工費において42億4,947万7千円の増額補正予算を立てています。

この予算は、コロナ禍に苦しむ事業者を下支えするとともに、今後の反転攻勢に向けた事業基盤の強化を図るために必要な取組を速やかに実施するためのものです。

詳細については、担当課から御説明します。

岩尾商工観光労働企画課長 資料の3ページをお開きください。

事業名欄の上から2番目、中小企業・小規模事業者事業継続支援金給付事業21億9,534万4千円です。

県では、飲食店への営業時間短縮や県民への外出自粛等を要請しましたが、その影響は飲食店だけでなく、多くの事業者に及んでいます。

そこで時短要請や外出自粛等の影響により、売上げが大きく減少した事業者に対し、県独自の支援金を給付するものです。

対象は、5月又は6月の売上げが前年比又は前々年比で30%以上減少した事業者とし、国

の月次支援金の5月分、6月分を共に受給している事業者や時短要請協力金を受給している事業者以外の事業者を支援することとします。

給付額は、令和元年又は2年の5月と6月の合計売上げから、今年の5月又は6月の売上げを2倍した額を引いた額とし、法人は30万円、個人事業者は15万円を上限とします。なお、国の月次支援金を5月か6月のいずれか1月分を受給している場合の給付額は2分の1とします。

申請方法は県庁ホームページからのオンライン申請と郵送による申請の2通りを考えており、受付開始は7月上旬を予定しています。

穴南観光政策課長 続いて、同じページの事業名欄一番下、宿泊施設受入環境整備緊急支援事業は20億8,450万円です。

この事業は、東京都などへの緊急事態宣言の発出によって人流が減少し、大きな影響を受けた宿泊事業者を支援するため、今後の誘客に向けた受入環境の整備に要する経費を助成するものです。

対象となる取組は、サーモグラフィなどの感染症対策機器の導入や施設改修、ワーケーションの受入れを促進するための通信環境・備品類の整備等としています。

国庫補助2分の1に県が4分の1を上乗せして事業費の4分の3、1施設当たり750万円を限度としてその取組を支援します。

宿泊事業者の経営環境は大変厳しい状況がありますが、この事業を通じて感染拡大防止策の徹底や新たな旅行者ニーズへの対応を強力に後押ししたいと考えています。

高濱商工観光労働部長 以上が令和3年度一般会計5月補正予算のうち商工観光労働部関係の説明です。

引き続き、4月1日付けで専決処分を行った令和3年度大分県一般会計補正予算（第1号）また、5月7日及び11日付けで専決処分を行った令和3年度大分県一般会計補正予算（第2号・第3号）について御説明します。

戻って2ページをお開きください。
補正予算の概要です。

既決予算額のうち、4月専決を御覧ください。
表の下から5番目にあるように、商工費において35億円の専決処分をしています。

これは、G o T o トラベル事業について、国が新たな支援策を決定したことを受け計上したものです。

続いて、うち5月専決①及びうち5月専決②を御覧ください。

さきほどと同じく、表の下から5番目、商工費において5月専決①で31億6千万円、5月専決②で23億4千万円、合計55億円の専決処分をしています。

これは、新型コロナウイルスの感染状況がステージⅢとなり、飲食店等の営業時間短縮を要請したことに伴い、要請に応じた事業者に対する協力金を給付するため計上したものです。

詳細については担当課室から御説明します。

山崎観光誘致促進室長 資料の5ページをお開きください。

観光誘客緊急対策事業、35億円を専決処分しています。

御案内のとおり、G o T o トラベル事業の延期等の影響を受けた観光関連産業を支援するため、県民を対象に県内旅行代金を、1人1泊当たり5千円を限度に半額補助する新しいおおい旅割を3月20日に開始しました。そうした中、国において、本県等によるG o T o トラベル事業の段階的な再開要望などを踏まえ、県が行う県内旅行の割引事業の支援が決定されました。

県としては、春休みやゴールデンウィークがあることから、国の支援もすぐに受け入れて、速やかに観光事業者を支援するため、4月1日に専決させていただきました。

今回の拡充では、宿泊代金の割引だけでなく、旅行期間中に地域のお店で使用可能なクーポン券を、1人1泊当たり2千円を限度に5月1日より発行することとしました。なお、本事業については、5月6日に県内の新型コロナウイルスの感染状況をステージⅢと判断したため、国が示した条件に従い、現在、新規予約の受付、割引適用を停止しています。

利用再開については、県内の感染状況や県全体の感染防止対策を踏まえて判断することとしています。

田北商業・サービス業振興課長 続いて資料の6ページをお開きください。

営業時間短縮要請協力金給付事業3億6千万円を5月7日に専決処分しています。

新型コロナウイルスの感染症の拡大を防止するため、大分市と別府市の飲食店等に対して営業時間の短縮を要請し、協力に応じていただいた事業者に協力金を給付するものです。

要請内容は、営業時間を21時まで短縮していただき、酒類のオーダーストップは20時までとし、期間は、5月7日時点では5月12日から5月31日までとしていました。

協力金額は、1日当たりの給付額に時短要請に応じた日数を乗じて算出しますが、1日当たりの給付額は、中小企業では令和元年又は2年の5月分の1日当たりの売上高に応じて2万5千円から7万5千円となります。大企業では、1日当たりの売上高の減少額の4割で上限が20万円となっています。

予算額3億6千万円の財源としては、国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の2億4千万円、おおいた元気創出基金繰入金から6億2千万円となっています。

次に、資料の7ページをお開きください。

営業時間短縮要請協力金給付事業、2億3千万円を5月11日に専決処分しています。

県内の感染状況を考慮し、大分市と別府市に加え5月14日からは県下全域に拡大したことに伴い、要請に応じた事業者に対して協力金を給付するものです。要請内容や給付額はさきほどと同じです。

予算額2億3千万円の財源としては、国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の1億8千万円、おおいた元気創出基金繰入金から4億6千万円となっています。

また、時短要請への協力状況を把握するため、市町村とも連携し営業実態調査を実施しています。5月25日調査時点では、県内の調査対象店舗数7,559のうち、7,502店舗が2

1時までには営業を終えており、調査対象店舗の99.2%の店舗に協力いただいています。

現在、時短要請に協力された事業者の方々には、速やかに協力金がお手元に届くよう準備を進めています。なお、県内の感染状況は僅かながら改善の兆しが見えてきましたが、依然ステージⅢの状態にあると考えており、油断できない状態であり、5月26日の本部会議にて6月1日から6月13日まで営業時間の短縮要請を延長することが決定されました。延長分の予算については、専決処分した5億5千万円の中で対応できると考えています。

足立企業立地推進課長 最後に、3月31日付けで最終専決処分を行った、令和2年度大分県一般会計補正予算（第11号）について御説明します。

資料の8ページをお開きください。

企業立地促進事業費1億5,792万1千円の減額を専決処分しています。

これは、予算の年間執行額が確定することに伴い、年間収支の調整を行うため、歳出予算において不用額を減額するものであり、本事業の不用額が減額されたものです。

木付委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑や御意見はありませんか。

河野委員 さきほどの質疑の中でも出てきた時短の協力金の支給時期ですが、できるだけ早くと言われていました。ただ、これについては事業者からいつになったらもらえるのかと。どうしても月末締めで家賃等様々な支払があることから、5月分についてどのくらいに支給されるのかと声が上がっています。これについてめどがあれば教えてください。

田北商業・サービス業振興課長 まず、5月31日までお願いの一部については、6月10日から受付を開始したいと考えています。

かなり審査が簡単になるようにしていますが、当初は件数が相当数集中すると思います。それで、標準としても2週間は若干超えると考えています。できるだけ早くとは考えていますが、やはり2週間ほどはかかってくるかと。申請が

集中してくると、どうしても支払等は財務会計を使うので、入力等々の関係で若干遅れてくるかと思いますが、そこは早くできるように体制も含め、しっかり考えていきたいと思っています。

河野委員 この前聞いたところによれば、申請が7千件程度になると見積もっているということで、6月10日から仮に申請を受け付けたとしても、申請が一定程度まとまるのを待つのではなく、出た順にどんどん支給していただけないかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

田北商業・サービス業振興課長 簡易なものについてはある程度審査も簡易にできると考えています。そういったものは審査を終えた段階で順次支払の手続に入っていきたいと思っています。要するに、まとまった段階、審査を全て終えた段階でということではなく、審査を終え次第、順次支払う手続はしていきたいと思っています。

嶋委員 感染状況が落ち着いたら県民割、新しいおおい旅割を再開するということですが、これはGoToEatも同様だと思います。

さきほどの質疑で時短要請の解除基準はお答えいただきましたが、旅割とGoToEatの再開に向けての基準はどのように考えているか聞かせてください。

それから、再開後の期間はどのぐらいを考えているかお知らせください。

高濱商工観光労働部長 基準が今明確にあるわけではありません。ただ、我々がまず想定しているのは、GoToEatもGoToトラベルもステージⅢではなく、ステージⅡにあること——国もそれを前提として制度を作っているので、まずステージⅡにあることはそれらを始める一つの基準と思っています。

その上で、当然他県の状況とか、中の感染の状況も地域によって違ったりすることも多分あります。その時点で適切に判断していきたいと思っています。

あと、期間については、GoToEatは6月13日から直ちに再開する場合の前提ですが、販売は7月15日まで、そして利用は8月15日までとなっています。

GoToトラベルは、国は利用に関して12月末までとしています。ただ、予約は8月31日までにしたものについての利用は12月末までと国からアナウンスされています。

嶋委員 別件で、月次支援金ですが、4月、5月の申請は6月から始まると聞いていますが、4月の支援金をもらっても県独自の支援金はもらえますか。

岩尾商工観光労働企画課長 県の事業継続支援金は5月、6月の時短要請の影響を受けている方が対象なので、国の月次支援金4月分は受給していても県の事業継続支援金とは月が違います。

嶋委員 月次支援金は今のところ4月、5月、6月が対象となっていますが、延長される可能性もあるのではないですか。となると、5月の月次支援金をもらっている人は県独自の給付額は2分の1という説明ではなく、月次支援金の対象外の事業者を支援するという説明の方が分かりやすいと思いますが、いかがですか。

岩尾商工観光労働企画課長 今の嶋委員の御質問は、4月分の月次支援金を受給したら県の支援金が2分の1になるという御理解をされているということでしょうか。

嶋委員 いいえ、違います。月次支援金は4月、5月、6月という立て付けですよね。これは延長される可能性もあるでしょう。例えば、7月も対象月になると。そうすると、月次支援金を5月分もらって、県の独自支援を半分もらうというよりは、ずっと月次支援金をもらった方がいいですよ。月次支援金は50%落ち込んでいないと対象にならないでしょう。こっちは30%なので、月次支援金の対象外の事業者をしっかり支援していくんだという発信をした方がいいのではないかとっています。

岩尾商工観光労働企画課長 今、委員が言われたとおりで、国で付けないところ、30%を拾っていくので、発信の仕方として、そこを丁寧にしていきたいと思っています。

藤田委員 様々な支援をやっていただけて感謝したいと思いますが、その前提として、今、県内の倒産等の企業の情報や、雇用の情勢、雇用

調整助成金を使った休業手当とか休業支援金を受けている人がどれぐらいになっているか、状況を把握していれば伺いたいと思います。

馬場経営創造・金融課長 倒産件数については、昨年よりずっと少ない状況です。小さい倒産もあり、そこはまだ民間の調査会社から出てきていませんが、コロナ関係で言うと、今年度は2件で、これまでの累積で12件ほどの倒産と整理されています。

また、今後、中小企業が大変な状況の中で倒産の可能性もあり、県としても様々な事業承継や県制度資金などにより、資金繰りの支援等をしっかりしていきたいと思います。

祖母井雇用労働政策課長 続いて、雇用調整助成金や支援金の実績ですが、雇用調整助成金については5月21日現在で2万5,403件が支給決定しています。それから、支援助成金については、同じく5月21日現在で大分県で延べ件数ですが、1万725件が支給決定しています。

藤田委員 今の支援制度で雇用が全て救われているかちょっと不明でした。例えば、去年の話では、あるタクシー会社で休業手当をもらうより失業給付を受けた方がいいので、解雇をする扱いにする事案もあったではないですか。今の制度で、そういった雇用現場は救われているかどうかという認識について伺います。

祖母井雇用労働政策課長 コロナに起因する解雇等の状況ですが、5月21日で580人となっています。これは横ばいの状況にあり、500人を越えたのが昨年12月の段階でしたが、それから今、580人で微増となっています。雇用調整助成金とか支援金の関係で一定程度、雇用維持が図られているのではないかという認識です。

藤田委員 特に今、時短営業を余儀なくされている飲食業、観光関連、ホテル、旅館等も含め、状況はこれからさらに厳しくなっていくと思うので、どうか雇用の状況を把握しながら、適切な支援制度を設けていただきたいと思います。

木田委員 事業としては生活環境部になります

が、安心はおいしいプラスですね。これを商工サイドから何がしかインセンティブを与えるような政策を加えていこうとかいう考えがあるか。他県では結構、認証制度にあわせ、クーポン券とかいろいろ付加している県もありますが、そういったインセンティブを考えるとありませんか。

あと、時短営業をもう繰り返したくないという事業者の思いが非常に強いと思います。さきほど会派から第三者委員会の設置についてお話ししましたが、福祉保健部でそういう話は医療機関なり疫学関係から聞いた上で対策本部として判断しているようですが、そこでどういった意見が出ているか見えないわけですね。本当にどういったやり取りがあったのかがオープンになっていない。福祉保健部が諮問して答申を受けるようなシステムになっていないと思うので、疫学的なそういった観点からのアドバイスとか、知見を求める必要があるのではないかと思います。

3月21日に英国株が大分で発見されて、5月14日に100人を超える事態を迎えています。たしか4月20日ぐらいにぼんと数字が上がったと思いますが、その間、そういった懸念があるとどこかで話は出ていたのではないかなという気はします。今、インド株の懸念がある中で、今後の時短営業の解除の目安とかは専門的な知見も聞きながら判断すべきではないかと思いますが、それを改めて聞かせてください。

高濱商工観光労働部長 2点御質問いただきました。

一つ目の安心はおいしいプラスのところですが、まず現時点での事業としてのインセンティブは、安心はおいしいプラスに手をあげた人に対して、助成率10分の10で関連施設の整備補助を受けられるというインセンティブが今の制度の中に入っています。こういったことを通じて、より高いレベルに達していただくことは、インセンティブとして既に組み込まれています。

その上で、今後どうしていくかについては、現時点ではまだ決まっていません。感染状況等を見て再開するにあたり、こういった形でまた

県民に安心して飲食店を利用いただけるかを考えていきたいと思えます。

例えば、山梨県のモデルがよくあげられますが、実は認証しているところもクラスターは出ています。ただ、クラスターが出たのをしっかり対応しているということですから、それは店側だけではなく、利用する方々がどう対応するかも含め、しっかり対応していかないとはいけません。

ちなみに、大分県でGoToEat対象店舗でまだクラスターは出ていない状況です。こういった状況なので、我々も安心はおいしいプラスでより安心感を高めながら、よく状況を見て判断していきたいと思えます。

二つ目、疫学の関係者の意見をどう反映しているかということです。福祉保健部は常時、国の専門家会議に直接情報を取りにいきながら、若しくは県内の医療関係者の方々の意見を聞きながら日常の業務の中で判断していったので、特段、別に諮問とか、それに対する回答をいただくものではありません。当然、必要なときに必要な情報を取りにいったら、それを戻して、それも踏まえて我々で判断しています。県の対策本部は判断することを目的に会議を開いています。

木田委員 飲食店事業者は、アクリル板や清浄機を設置、完備している店もかなりあると思えます。そういうお店からは、うちはちゃんとしているから、もっと客が来るように何か考えてくれないかと言う声がよくあるので、ホームページに名前が出るだけ以上の何かインセンティブ、メリットが出るようにぜひ考えていただきたいと思えます。

あと、ワクチンの接種が進んだら、ワクチンを接種した人は居酒屋に行っていないのかとか、そんな声も出ますが、日本では疫学的にはまだだめみたいです。アメリカはオープンみたいです。日本ではワクチンを打ってもまだマスクは続けてくださいと言われていますが、そういったところをしっかりとらしていかないと、そういう人たちはオープンでいいのではないかと、はっきりしないんですね。営業さ

れている方もそういう人にはどんどん来てもらってもいいのではないかと考える人もいます。そういった情報を我々も知りたい。本当にどっちだろうと思えます。

例えば、九州で考えるとかも必要だと思えます。今回、他県でステージがぐっと先に上がってきて、大分で4月20日ぐらいにどんと出た状況だと思えますが、そういうことを考えながらしないと、またステージⅢに戻ってしまう。また時短になってしまうことが起こりかねないので、そういう議論をしっかりと見せてもらいたい。福祉保健部は聞いているかもしれないけど、我々もしっかりその辺の情報を知りたいと思えます。

太田副委員長 湯布院で見ると、宿泊業ははやっていてところはコロナ禍でも100%近く稼働しているところがあります。車のナンバーを見ると福岡が多かったり、東京あたりも結構来ています。ということは、今、時短要請しても、宿泊、飲食も含め、去年の1月から感覚的にちょっと違う。宿泊業、飲食業、最終的にはその従業員も含め、コロナワクチンを打たない限りは安心できない。感染させない部分の支援も大切ですが、そこも含め、今、学校関係とか保育所等の優先接種が言われていますが、やはり最終的には観光関係、商工関係の方がワクチンを打たない限りは終息しないのではないかと気がするんですね。そこがやはり福祉保健部とかの兼ね合いもあるでしょうが、大変難しい気がします。

すごく波がありますね。閉店、休業しているところもあるし、業者によっては100%近く稼働しているところもあるようです。何かその辺の把握は。

高濱商工観光労働部長 当然、我々商工観光労働部としても商工関係の方々にいち早くワクチンをお届けしたいと思っています。今、県全体としての優先順位を付けながらやっているところです。いち早く届けるためにも、まずは今対象の方々に本当にすぐ接種いただくと。そういった体制を福祉保健部も取りながらやっています。

やはり安全な形で働くのがまず第一だと思っています。その上でお客にも安心を持ってきていただき、両方の安心の醸成が大事かと思っていますので、しっかりそういった環境を作りたいと思っています。

穴南観光政策課長 旅館の組合関係者等に定期的に話も聞いており、確かに長期にわたって休業しているところもあるし、予約がないときは休業しているところもある。副委員長がおっしゃるように割と稼働しているところもある。個別のところはなかなか申し上げにくいですが、状況は伺っています。

県も今回の補正事業において、例えば、PCR検査の利用とかも研究しながらアドバイスできればいいなと考えています。

藤田委員 今の感染拡大、家庭内での感染とか、職場単位での感染が非常に多いので、家庭と職場の間をウイルスを持ち込まない、持っていくのが非常に重要だと思います。そういう意味ではテレワークの推進を去年から取り組まれていたと思いますが、地場企業、中小企業におけるテレワークの推進状況はどのようになっているのでしょうか。

高濱商工観光労働部長 すみません。今、数字を持っているわけではありませんし、県として目標を設定しているわけではありません。そこはやはりそれぞれ状況が全く違います。

実際、今回コロナが発生したところは、正にテレワークができない、製造現場のラインのところでも起きました。そういったこともあり、テレワークをすることが職場での感染を抑えることに直接つながるわけではないということで、一律に数字を設けることはしていません。ただ、できるところはやるという形で進めていきたいと思っています。

木付委員長 そのほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 ほかにないようですので、これより採決します。

まず、第56号議案について採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御

異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

木付委員長 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第2号報告について採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、承認すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

木付委員長 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、承認すべきものと決定しました。

次に、第3号報告について採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、承認すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

木付委員長 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、承認すべきものと決定しました。

次に、第4号報告について採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、承認すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

木付委員長 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、承認すべきものと決定しました。

最後に、第5号報告について採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、承認すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

木付委員長 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、承認すべきものと決定しました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 別にないようですので、これをもって商工観光労働部関係の審査を終わります。

執行部は御苦労さまでした。

〔商工観光労働部退室〕

木付委員長 これより内部協議を行います。

県内所管事務調査についてですが、コロナウイルスの影響や今回の臨時会に伴い、調査を延期した箇所があります。延期した調査については、調整の上、改めて7月以降に実施するというところでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

木付委員長 それでは、そのようにします。

なお、詳細は委員長に御一任いただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

木付委員長 それではそのように進めます。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 別にないようですので、これをもって本日の委員会を終わります。

お疲れさまでした。